2016 年 8 月 24 日 連絡先 shop@umemoto.org 東京都千代田区三崎町 3 丁目 3 番 3 号



該非判定書

製品名 Raspberry Pi 3 Model B (参考 ECCN 5A992.c)

当該製品について、以下のとおり判定します。

記

- (1) 次の各号の判定により、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「貿易令」という。)別表第一の 一の項から十五の項までに該当しない。
 - 1. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に 基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省 令第四十九号)第7条各号に非該当のため、貿易令別表 第一の八の項に非該当
 - 2. 同省令第8条第九号カ、タ(一)及びツに該当するため、 貿易令別表第一の九の項に非該当
- (2) 貿易令別表第一の十六の項に該当する。
- (3) 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十七条でいう特定技術を含まない。

省令8条9号タ(一)との関連における注記:本書面の判定の対象は、梅本合同会社が販売した製品に限られます。

本書面は、製品単体の自主判定書であり、購入者又は最終使用者が制作するシステム全体又はこれに供されるソフトウェアについての最終判定ではありません。

以上